

# 盛岡市立地適正化計画 届出制度の手引き

令和2年（2020年）3月

〔令和4年（2022年）5月 改正〕

盛岡市

## 目 次

1 盛岡市立地適正化計画作成の背景	1
1-1 立地適正化計画とは	1
1-2 盛岡市立地適正化計画作成の背景	1
2 盛岡市立地適正化計画の公表に伴う届出について	2
3 住宅の開発・建築等に関する届出	4
3-1 住宅の開発・建築等に関する届出の対象となる行為	4
3-2 届出の対象とならない行為	5
3-3 届出に必要な図書	5
4 誘導施設（都市機能増進施設）の開発・建築等に関する届出	6
4-1 誘導施設の開発・建築等に関する届出の対象となる行為	6
4-2 誘導施設	7
4-3 届出の対象とならない行為	8
4-4 届出に必要な図書	8
5 誘導施設の休止又は廃止に関する届出	9
5-1 誘導施設の休止又は廃止に関する届出の対象となる行為	9
5-2 届出に必要な図書	9
6 手続の流れ	10
7 届出に関するQ&A	11
巻末資料	
【届出書の様式】	14
・様式第十〔住宅の開発・建築等（開発行為）〕	15
・様式第十一〔住宅の開発・建築等（建築等行為）〕	16
・様式第十二〔住宅の開発・建築等（行為の変更）〕	17
・様式第十八〔誘導施設の開発・建築等（開発行為）〕	18
・様式第十九〔誘導施設の開発・建築等（建築等行為）〕	19
・様式第二十〔誘導施設の開発・建築等（行為の変更）〕	20
・様式第二十一〔誘導施設の休廃止〕	21
【届出書の記載例】	22
・様式第十〔住宅の開発・建築等（開発行為）〕	23
・様式第十一〔住宅の開発・建築等（建築等行為）〕	24
・様式第十二〔住宅の開発・建築等（行為の変更）〕	25
・様式第十八〔誘導施設の開発・建築等（開発行為）〕	26
・様式第十九〔誘導施設の開発・建築等（建築等行為）〕	27
・様式第二十〔誘導施設の開発・建築等（行為の変更）〕	28
・様式第二十一〔誘導施設の休廃止〕	29

# 1 盛岡市立地適正化計画作成の背景

## 1-1 立地適正化計画とは

人口減少・少子化・高齢化の中で、住宅や医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画で、平成26年(2014年)の都市再生特別措置法の改正により創設された制度です。

## 1-2 盛岡市立地適正化計画作成の背景

市は、盛岡市総合計画に掲げる「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を将来像とし、その実現に向けてまちづくりに取り組んでおり、基本目標の一つである「盛岡の魅力があふれるまちづくり」を達成するための施策として、「計画的な土地利用の推進」を掲げ、コンパクトで効率的な市街地の形成を進めることとしています。

また、盛岡市都市計画マスタープランでは、「心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成」を基本理念として、市街地と自然環境が調和する都市構造、コンパクトな都市構造、土地利用と交通を一体と考えた都市構造の形成を進めることとしています。

市においては、多くの都市と同様に人口の急速な減少が見込まれており、平成12年(2000年)の約303千人をピークに、令和22年(2040年)には257千人まで減少することが予測されているなど、このままでは一定の人口密度に支えられてきた公共交通などの生活サービスの提供が困難になることが懸念されることから、これらの取り組みを踏まえながら、持続可能な都市構造への誘導を図ることを目的として、多極ネットワーク型のコンパクトシティの形成を推進する立地適正化計画を策定しました。

この計画に基づくまちづくりは、一定エリアの地価の維持、ひいては固定資産税収入の維持にもつながり、財政面での持続可能性の向上に寄与するとともに、適切なサービス水準の維持に留意しつつ都市機能などの再配置等を進めることで、歳出面での縮減を図ることができ、そして、健康で快適な生活の確保と持続可能な都市経営の推進につながるものです。

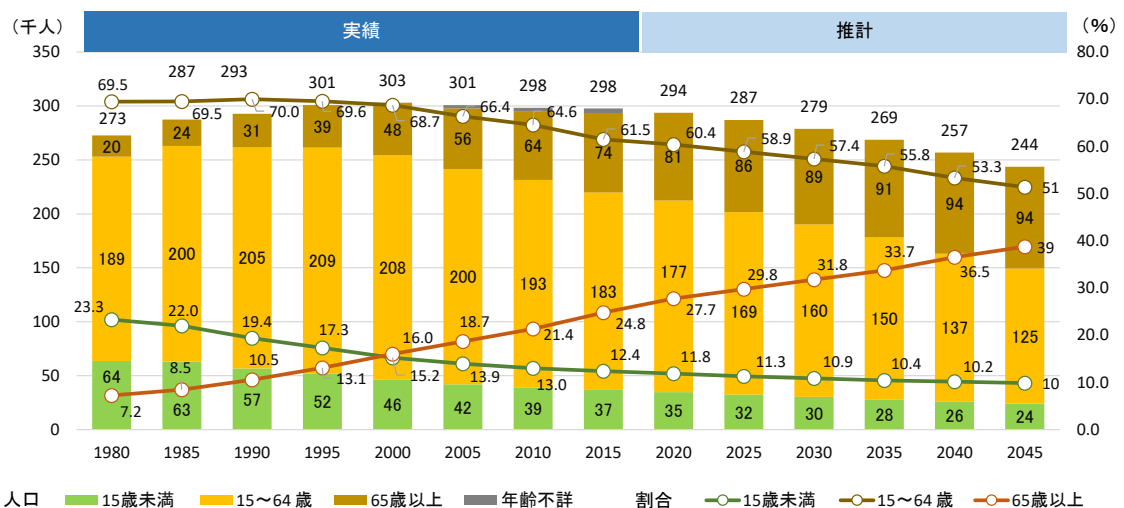


図 総人口・年齢3区分別人口の推移(実績)と将来推計

## 2 盛岡市立地適正化計画の公表に伴う届出について

盛岡市立地適正化計画では、医療・福祉・商業等の都市機能を維持・誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として「都市機能誘導区域」を、また、人口減少の中にあっても市街化区域内の一定エリアにおいて、生活サービスが持続的に確保されるよう、人口密度の維持を図るべき区域として「居住誘導区域」を設定しています。

立地適正化計画の公表に伴い、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築しようとする場合や居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を建築しようとする場合などは、市への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、市への届出が必要となります。

これにより、誘導区域外における建築物等の開発及び建築行為の動向や誘導施設の廃止の動向等を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での誘導施設に関する情報提供等を行うことにより、時間をかけて緩やかに持続可能な都市構造への誘導を図ります。

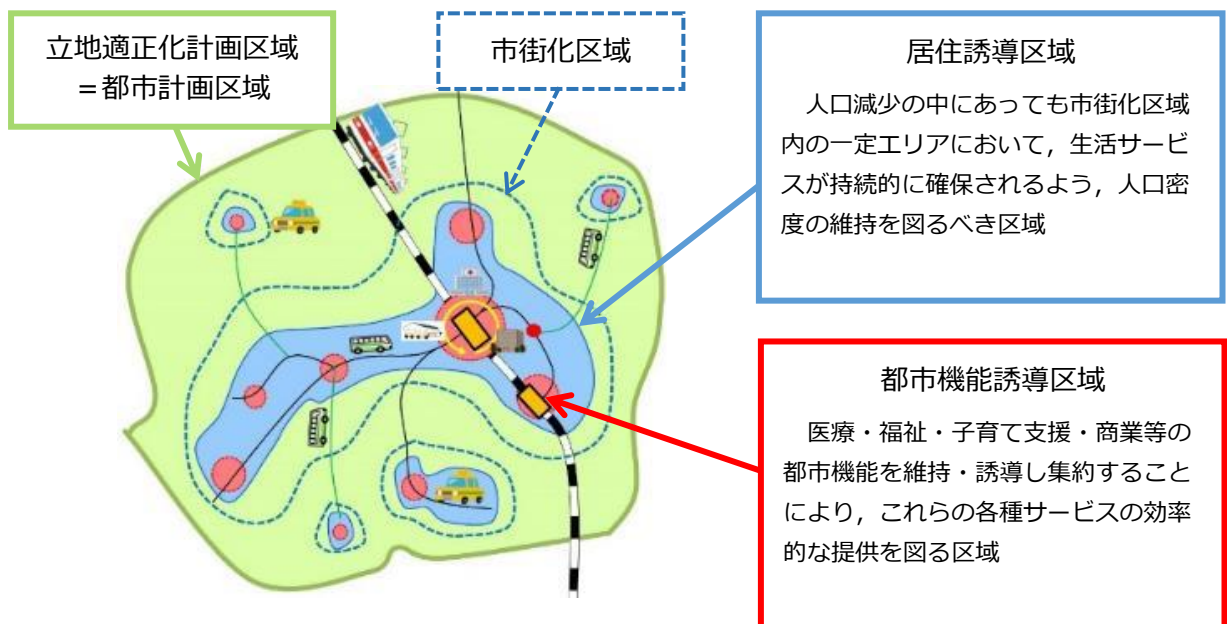


図 立地適正化計画のイメージ

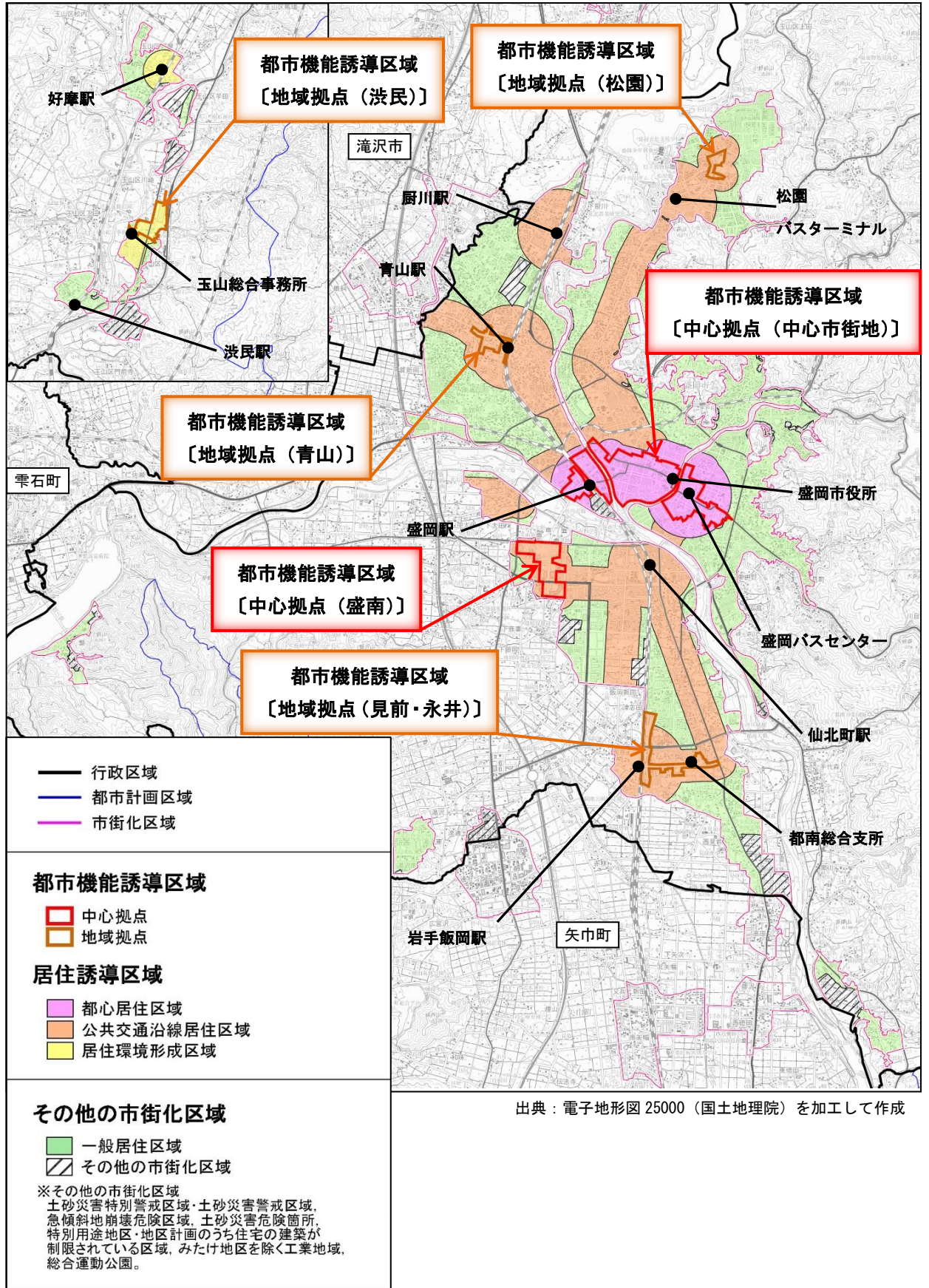


図 盛岡市立地適正化計画における誘導区域

### 3 住宅の開発・建築等に関する届出

#### 3-1 住宅の開発・建築等に関する届出の対象となる行為

【都市再生特別措置法第88条，同法施行令第26条，同法施行規則第35条】

居住誘導区域外で，次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には，これらの行為に着手する日の30日前までに，行為の種類，場所，設計又は施行方法，着手予定日等を市に届け出なければなりません。

(1) 開発行為〔主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）〕

- ① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で，その規模が1,000㎡以上のもの

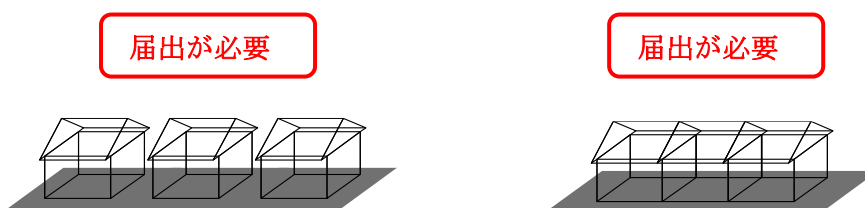


図 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為の模式図

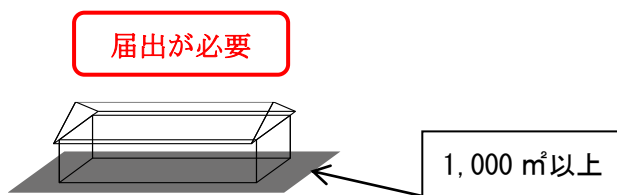


図 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で，1,000㎡以上の規模のもの模式図

(2) 建築等行為〔建築物を新築し，増築し，改築し，又は移転する行為（建築基準法第2条第13号）〕

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする行為
- ② 建築物を改築し，又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為

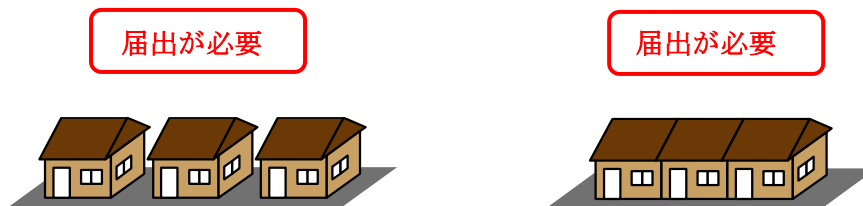


図 3戸以上の住宅を新築しようとする行為の模式図

### 3-2 届出の対象とならない行為

#### 【都市再生特別措置法第 88 条第 1 項第 1～4 号，同法施行令第 27・28 条】

居住誘導区域外であっても，次の行為については，届出は不要です。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
  - ② ①の住宅等の新築
  - ③ 建築物を改築し，又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為
- (4) (3) に準ずる行為として政令で定める行為〔都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為〕
- (5) その他市の条例で定める行為（※盛岡市では定めておりません）

### 3-3 届出に必要な図書

#### 【都市再生特別措置法第 88 条，同法施行規則 35・37・38 条】

届出の対象となる行為を行おうとする場合には，次の図書により届け出を行ってください。

- (1) 開発行為を行う場合
  - ① 届出書：様式第十〔都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号〕
  - ② 添付図書
    - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：1/1,000 以上
    - ・設計図：1/100 以上
    - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
      - 位置図
      - 付近見取図
      - 求積図
- (2) 建築等行為を行う場合
  - ① 届出書：様式第十一〔都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号〕
  - ② 添付図書
    - ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面：1/100 以上
    - ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図：1/50 以上
    - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
      - 位置図
      - 求積図
- (3) 上記行為の変更を行う場合
  - ① 届出書：様式第十二〔都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項〕
  - ② 添付図書
    - ・上記行為を行う場合と同様
    - ・当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写し





## 4-2 誘導施設

盛岡市立地適正化計画では、都市再生特別措置法第81条第2項第3号の規定による誘導施設を、次のとおり設定しています。都市機能誘導区域内であっても、その拠点に設定していない誘導施設(下表の空欄)に関する開発行為や建築等行為は届出の対象となります。

都市機能	施設	定義	中心拠点		地域拠点			
			中心	盛南	松園	青山	見前・永井	洪民
行政機能	国の合同庁舎, 県庁, 県の合同庁舎	—	●					
	市役所(本庁舎)	—	●					
	市役所(総合事務所, 総合支所, 支所, 連絡所)	—			●	●	●	●
医療機能	救急告示病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設のうち, 救急告示病院に指定されている施設	●	●				
介護福祉機能	保健所(市, 県)	地域保健法第5条に規定する施設	●					
子育て支援機能	子育て支援施設	母子保健法第22条第2項に規定する施設 児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設	●	●	●	●	●	●
	保育園, 幼稚園, 小規模保育園, 認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する施設 学校教育法第1条に規定する幼稚園 児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設	●	●	●	●	●	●
教育機能	大学	学校教育法第1条に規定する大学	●					
	専修学校, 各種学校	学校教育法第124条に規定する施設 学校教育法第134条に規定する各種学校	●					
文化機能	図書館・博物館・美術館等	図書館法第2条第1項に規定する施設 博物館法第2条第1項に規定する博物館および美術館 博物館法第29条に規定する博物館相当施設 岩手県又は盛岡市の条例に基づき設置される博物館類似施設	●	●			●	●
	文化ホール等	ホール機能を有する文化施設	●				●	▲
商業機能	店舗面積 6,000 m <sup>2</sup> 以上の小売商業施設	店舗面積 6,000 m <sup>2</sup> 以上の小売商業施設	●	●				
	店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満の小売商業施設	店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満の小売商業施設	●	●	●	●	●	●

拠点に隣接する市街化調整区域に立地する施設の扱いについて

- ▲: 地域拠点【洪民】に隣接する市街化調整区域には、ホール機能を有する文化施設として盛岡市洪民文化会館(姫神ホール)が立地しており、地域拠点【洪民】と一体性があることから、都市機能誘導施設としては設定できませんが、地域拠点が有する都市機能として位置づけます。
- ・地域拠点【洪民】に隣接する市街化調整区域に立地している洪民図書館については、都市機能誘導施設としては設定できませんが、地域拠点【洪民】が有する都市機能(文化機能)として位置づけます。
- ・中心拠点【盛南】に隣接する市街化調整区域(中央公園)に立地している岩手県立美術館、盛岡市子ども科学館、盛岡市先人記念館、盛岡市遺跡の学び館については、都市機能誘導施設としては設定できませんが、中心拠点【盛南】が有する都市機能(文化機能)として位置づけます。

#### 4-3 届出の対象とならない行為

##### 【都市再生特別措置法第108条第1項第1～4号，同法施行令第35・36条】

都市機能誘導区域外であっても，次の行為については，届出は不要です。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - ① 盛岡市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
  - ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
  - ③ 建築物を改築し，又はその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為
- (4) (3)に準ずる行為として政令で定める行為〔都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為〕
- (5) その他市の条例で定める行為（※盛岡市では定めておりません）

#### 4-4 届出に必要な図書

##### 【都市再生特別措置法第108条，同法施行規則第52・54・55条】

届出の対象となる行為を行おうとする場合には，次の図書により届け出を行ってください。

- (1) 開発行為を行う場合
  - ① 届出書：様式第十八〔都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号〕
  - ② 添付図書
    - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：1/1,000以上
    - ・設計図：1/100以上
    - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
      - 位置図
      - 付近見取図
      - 求積図
- (2) 建築等行為を行う場合
  - ① 届出書：様式第十九〔都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号〕
  - ② 添付図書
    - ・敷地内における建築物等の位置を表示する図面：1/1,000以上
    - ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図：1/50以上
    - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
      - 位置図
      - 求積図
- (3) 上記行為の変更を行う場合
  - ① 届出書：様式第二十〔都市再生特別措置法施行規則第55条第1項〕
  - ② 添付図書
    - ・上記行為を行う場合と同様
    - ・当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写し

## 5 誘導施設の休止又は廃止に関する届出

### 5-1 誘導施設の休止又は廃止に関する届出の対象となる行為

#### 【都市再生特別措置法第108条の2，同法施行規則第55条の2】

都市機能誘導区域内で，計画に位置づけた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には，休止又は廃止しようとする日の30日前までに，その旨を市に届け出なければなりません。

届出は，計画の公表前から存在している施設も対象となります。

なお，休止又は廃止しようとする誘導施設が，その施設が存在する各拠点の誘導施設として設定されていない場合には，届出は不要です。

### 5-2 届出に必要な図書

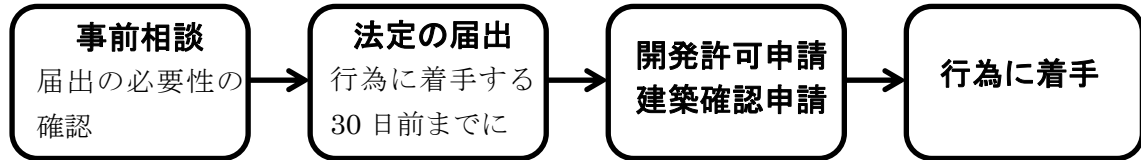
#### 【都市再生特別措置法第108条の2，同法施行規則第55条の2】

(1) 誘導施設の休止又は廃止を行う場合

- ① 届出書：様式第二十一〔都市再生特別措置法施行規則第55条の2〕

## 6 手続きの流れ

予定している行為が、届出の対象となるか否かを都市計画課の窓口等で確認のうえ、対象となる場合は、その行為に着手する日の30日前までに、市に届け出てください。



### 届出の対象行為と届出の様式

対象行為		内容	届出の様式
住宅の 開発・建築等 に関する届出	(1) 開発行為	・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	様式第十
	(2) 建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする行為 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為	様式第十一
	(3) (1)(2)の変更		様式第十二
誘導施設の 開発・建築等 に関する届出	(1) 開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	様式第十八
	(2) 建築等行為	・誘導施設を有する建築物の新築 ・建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする行為 ・建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする行為	様式第十九
	(3) (1)(2)の変更		様式第二十
誘導施設の休止又は廃止に関する届出		・誘導施設の休止又は廃止を行う場合	様式第二十一

## 7 届出に関するQ & A

Q 1：届出書及び添付図書は何部提出すればいいのですか。

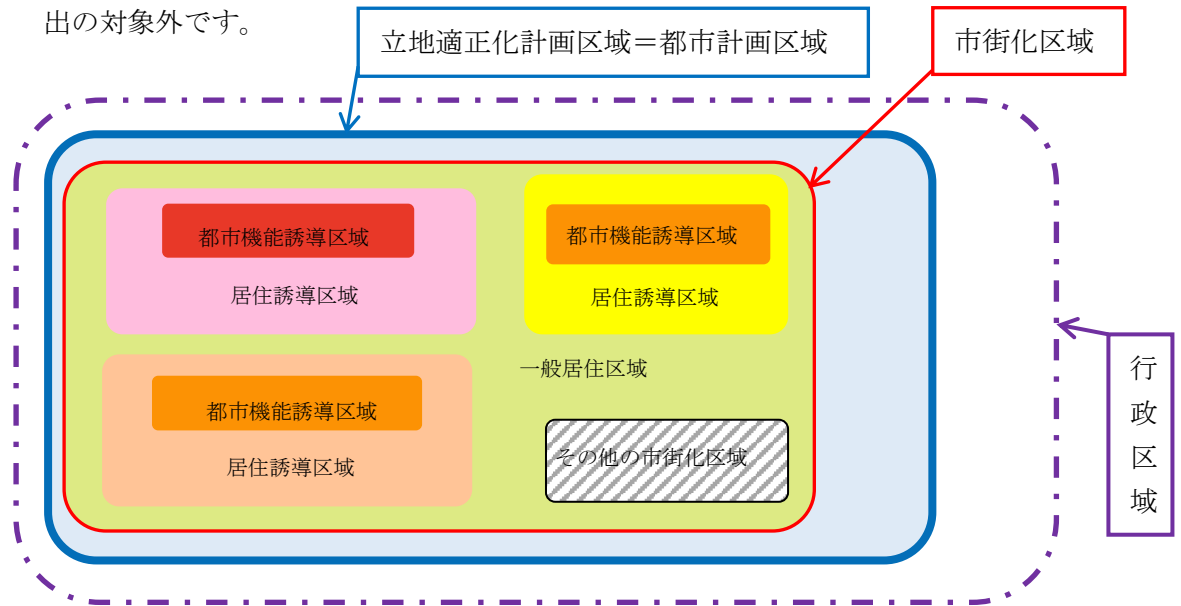
A 1：1部を提出してください。

Q 2：各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。

A 2：盛岡市都市整備部都市計画課の窓口（都南分庁舎2階）で確認をお願いします。

Q 3：都市計画区域外で行う行為についても届出は必要ですか。

A 3：立地適正化計画の対象区域は都市計画区域内であるため、都市計画区域外で行う行為は、届出の対象外です。

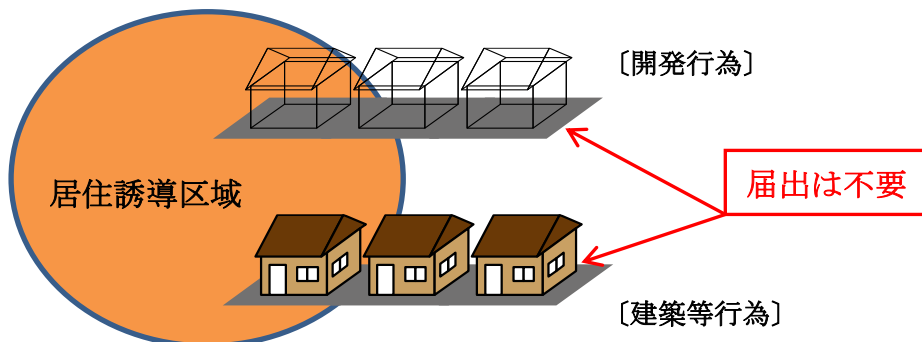


Q 4：届出の対象となる「住宅」とは、どのようなものですか。

A 4：建築基準法における一戸建ての住宅、長屋、共同住宅が対象です。また、建物の一部にこれらを含む場合も対象とします。なお、寄宿舍、下宿、有料老人ホームは届出の対象外です。

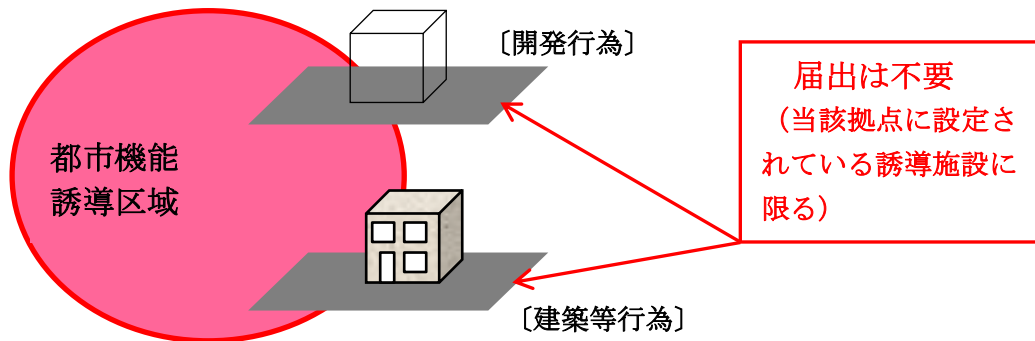
Q 5：住宅に関する開発行為や建築等行為を行う土地が、居住誘導区域の内外に跨る場合はどのように扱われるのですか。

A 5：居住誘導区域の縁辺部（市街化区域内に限ります）で、土地の一部に居住誘導区域を含む住宅に関する開発行為や建築等行為については、届出は不要です。



Q 6 : 誘導施設に関する開発行為や建築等行為を行う土地が、都市機能誘導区域の内外に跨る場合はどのように扱われるのですか。

A 6 : 都市機能誘導区域の縁辺部（市街化区域内に限ります）で、土地の一部に都市機能誘導区域を含む誘導施設（当該拠点に設定されている誘導施設に限ります）に関する開発行為や建築等行為については、届出は不要です。



Q 7 : 「誘導施設を併設する3戸以上の共同住宅」に係る開発行為や建築等行為で、誘導施設、住宅部分のいずれも届出の対象となる場合、一つの様式で届出ができますか。

A 7 : 誘導施設、住宅のそれぞれについての届出が必要となります。

Q 8 : 一つの建築物に複数の種類の誘導施設を設け、そのいずれも届出の対象となる場合、それぞれに届出が必要ですか。

A 8 : 誘導施設に関する届出は各誘導施設がわかるように一つにまとめて行ってください。

Q 9 : この届出を行えば、開発許可申請や建築確認申請は不要となりますか。

A 9 : この届出は、都市再生特別措置法に基づくものです。開発許可申請や建築確認申請など、他の法令などに基づく手続きは、これとは別に、それぞれ必要となります。

Q 10 : この届出は、開発許可申請や建築確認申請の前に行わなければならないのですか。

A 10 : 法的には、前後関係の定めはありませんが、届出制度は、市が誘導区域外における開発行為・建築等行為の動向や誘導施設の休止・廃止の動向等を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での誘導施設に関する情報提供等を行うためのものですので、開発許可申請や建築確認申請等の前に届出を行っていただくようお願いします。

Q 11 : 届出後に市からの通知はありますか。

A 11 : 届出書の受理後、受理通知を届出者に交付します（交付までに概ね1～2週間を要します）。なお、届出の内容等によっては、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

Q 12 : 勧告はどのようなときに行われるのですか。

A 12 : 住宅の開発・建築等に関する届出については居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合、誘導施設の開発・建築等に関する届出については都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合に勧告をする場合があります。また、誘導施設の休廃止の届出については新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該施設を有する建築物を有効に活用する必要があ

ると認められる場合に助言又は勧告をする場合があります。

Q 1 3 : 今後、誘導区域や誘導施設が変更となることはありますか。

Q 1 3 : 立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画に記載した誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査・検証し、必要に応じて見直しを行う予定です。この見直しにより、誘導区域や誘導施設を変更することも考えられます。

Q 1 4 : 届出に関する罰則はありますか。

A 1 4 : 届出をしないで又は虚偽の届出をして届出の対象となる開発・建築等に関する行為（この手引きの3-1と4-1に該当する行為）を行なった場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられることがあります。なお、誘導施設の休止又は廃止に関する届出については罰則はありません。

Q 1 5 : この届出義務は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項の説明等」の対象となりますか。

A 1 5 : 都市再生特別措置法の規定による届出義務は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項の説明等」の対象とされています。（宅地建物取引業法第35条第1項第2号、同法施行令第3条第1項第57号）

Q 1 6 : 届出制度は、いつから運用しているのですか。

A 1 6 : 届出制度は、盛岡市立地適正化計画を公表した令和2年3月31日から運用を開始しています。

## 【届出書の様式】



様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL  
担当

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき，</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">住宅等の新築</p> <p style="margin: 0;">建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p style="margin: 0;">建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>について，下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px;">盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>届出者 住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>連絡先（手続き関係）</p> <p>TEL</p> <p>担当</p> </div> </div>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積</p>	
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十二（第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL

担当

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- |   |                 |   |   |   |
|---|-----------------|---|---|---|
| 1 | 当初の届出年月日        | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 変更の内容           |   |   |   |
| 3 | 変更部分に係る行為の着手予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 変更部分に係る行為の完了予定日 | 年 | 月 | 日 |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL  
担当

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき，          { 誘導施設を有する建築物の新築          建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為          建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }          について，下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p>盛岡市長    ○    ○    ○    ○    様</p> <p style="text-align: right;">届出者    住所                   氏名</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;">             連絡先（手続き関係）              〒              担当         </div>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

様式第二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL

担当

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- |   |                 |   |   |   |
|---|-----------------|---|---|---|
| 1 | 当初の届出年月日        | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 変更の内容           |   |   |   |
| 3 | 変更部分に係る行為の着手予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 変更部分に係る行為の完了予定日 | 年 | 月 | 日 |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

様式第二十一（第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

盛岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL  
担当

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
  - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
  - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

## 【届出書の記載例】



開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 3年 6月 30日

着手する 30 日前までの届出  
が必要です。

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
氏名 株式会社 ○○○○  
代表取締役 盛岡 太郎

届出内容に関する連絡先を  
記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 株式会社 ○○○○ ○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	盛岡市○○町1番2, 1番3
	2 開発区域の面積	1,512.25 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 3年 8月 5日
	5 工事の完了予定年月日	令和 3年 12月 25日
	6 その他必要な事項	住宅戸数 6戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

計画している住宅戸数、住宅用  
区画数等を記載してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき，  
~~建築物を改築して住宅等とする行為~~  
~~建築物の用途を変更して住宅等とする行為~~ } について，下記により届け出ます。

**令和 3年 6月 30日**

盛岡市長 **谷藤裕明** 様

届出者 住所 **盛岡市内丸12番2号**  
 氏名 **盛岡 太郎**

連絡先（手続き関係）  
 Tel. **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**  
 担当 **株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇**

届出内容に関する連絡先を記載してください。

着手する30日前までの届出が必要です。

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	<b>〔所在・地番〕 盛岡市〇〇町1番2</b> <b>〔地目〕 宅地</b> <b>〔面積〕 935.06 平方メートル</b>
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	<b>共同住宅</b>
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<b>着手予定年月日 令和3年8月5日</b> <b>完了予定年月日 令和3年12月25日</b> <b>住宅戸数 10戸</b>

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

着手予定，完了予定年月日，住宅戸数等を記載してください。

行為の変更届出書

令和 3年 8月 3日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
氏名 盛岡 太郎

届出内容に関する連絡先を記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

変更に係る行為に着手する30日前までの届出が必要です。

- 1 当初の届出年月日 令和 3年 6月 30日
- 2 変更の内容  
土地の面積（変更前：935.06㎡，変更後：955.50㎡）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 9月 15日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 3年 12月 25日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写しを添付してください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 3年 7月 1日

着手する30日前までの届出が必要です。

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

届出内容に関する連絡先を記載してください。

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
氏名 学校法人 ○○○○  
理事長 盛岡 太郎

誘導施設であることがわかるように記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 学校法人 ○○○○ ○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	盛岡市○○町10番1, 10番2
	2 開発区域の面積	1,831.45 平方メートル
	3 建築物の用途	幼稚園
	4 工事の着手予定年月日	令和 3年 8月 25日
	5 工事の完了予定年月日	令和 4年 3月 25日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、  
~~誘導施設を有する建築物の新築~~  
~~建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為~~  
~~建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為~~  
 について、下記により届け出ます。

令和 3年 7月 1日 着手する30日前までの届出  
 が必要です。

盛岡市長 谷藤裕明様

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
 氏名 学校法人 ○○○○  
 理事長 盛岡 太郎

届出内容に関する連絡先を  
 記載してください。

誘導施設であることがわかる  
 ように記載してください。

連絡先（手続き関係）  
 TEL ○○○-○○○-○○○○  
 担当 学校法人 ○○○○ ○○○○

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在，地番，地目及び面積	[所在・地番] 盛岡市○○町1番2，1番3 [地目] 宅地 [面積] 2,025.08 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	認定こども園
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日 令和3年8月5日 完了予定年月日 令和4年3月31日

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

着手予定，完了予定年月日等  
 を記載してください。

行為の変更届出書

令和 3年 8月 3日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
氏名 学校法人 ○○○○  
理事長 盛岡 太郎

届出内容に関する連絡先を記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 学校法人 ○○○○ ○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

変更に係る行為に着手する  
30日前までの届出が必要です。

- 記
- 1 当初の届出年月日 令和 3年 7月 1日
  - 2 変更の内容  
土地の面積（変更前：2,025.08㎡，変更後：2,211.85㎡）
  - 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 9月 15日
  - 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 4年 3月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写しを添付してください。

誘導施設の休廃止届出書

令和 3年 7月 1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

届出者 住所 盛岡市内丸12番2号  
氏名 学校法人 ○○○○  
理事長 盛岡 太郎

届出内容に関する連絡先を記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 学校法人 ○○○○ ○○○○

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（~~休止~~）**廃止**について、下記により届け出ます。

休止又は廃止しようとする日の30日前までの届出が必要です。

記

- 1 ~~休止~~ **（廃止）**しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
名称：○○○○幼稚園，用途：幼稚園，所在地：盛岡市内丸12番2号
- 2 ~~休止~~ **（廃止）**しようとする年月日  
令和4年3月31日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 ~~休止~~ **（廃止）**に伴う措置
  - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
  - (2) ~~休止~~ **（廃止）**後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項  
建築物は、令和4年5月に除却予定

誘導施設であることがわかるように記載してください。

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

盛岡市立地適正化計画  
届出制度の手引き

令和2年(2020年)3月  
〔令和4年(2022年)5月 改正〕

盛岡市都市整備部都市計画課  
〒020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2  
電話 019-651-4111(代表)  
Eメール [toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp)